

申請の流れ

※事前申請であるため、必ず工事着工前に申請してください。

① 申請

市に奨励事業交付申請書一式を提出してください。【直接窓口へ】
※郵送を希望される場合には、事前にご相談ください。

申請受付期間 令和3年4月1日（木）～12月28日（火）

注) 必要書類は全て揃えて提出してください。書類不備の場合は返却します。
注) 予算に達した場合はその時点で終了します。

(市) 書類審査を行い、交付（不交付）決定通知書を申請者へ郵送します。※目安2週間

② 工事

設置工事着工

注) 設備を変更、申請内容を変更する場合には、事前に環境政策課へご相談のうえ、
着工前に奨励事業変更承認申請書を提出してください。

※変更内容により交付決定額を増額または減額する場合があります。なお、予算に達した場合は増額とならない場合があります。

注) 工事を取りやめる場合、すみやかに取下書を提出してください。

③ 実績報告

奨励事業実績報告書一式を提出してください。【直接窓口へ】
※郵送を希望される場合には、事前にご相談ください。

注) 必要書類は全て揃えて提出してください。書類不備の場合は返却します。

注) 工事完了日から30日以内又は令和4年2月18日のいずれか早い日までに提出してください。

ただし、最終期日の令和4年2月18日（厳守）を過ぎると奨励金は交付できませんのでご注意ください。

(市) 書類審査を行い、問題がない場合、奨励事業確定通知書を申請者へ郵送します。

注) 実績報告書の提出日によって確定通知の発送時期が異なります。

(20日までに提出された場合、翌月に発送、21日から月末までに提出のあった場合は翌々月の発送とさせていただきます。)

④ 商品券の交付

商品券の交付【直接窓口へ】

窓口で交付します。申請者本人または、同居の家族（18歳以上）に限ります。
次のものをお持ちになって、窓口までお越しください。

- ・ 市役所から送付された奨励事業確定通知書
- ・ 本人確認書類（免許証、パスポート、保険証等）
- ・ 印鑑
- ・ 本人以外の場合は委任状